



県章

# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

545	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	1
546	生活保護法による指定医療機関の休止	( " ).....	2
547	生活保護法による指定医療機関の辞退	( " ).....	3
548	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	3
549	指定障害福祉サービス事業者の廃止	( " ).....	3
550	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	3
551	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
552	保安林の指定	( " ).....	4
553	"	( " ).....	4
554	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	5
555	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	6
556	"	( " ).....	6
557	"	( " ).....	7
558	"	( " ).....	7
559	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " ).....	7
560	"	( " ).....	8
561	"	( " ).....	8
562	土砂災害警戒区域の指定	( " ).....	9

### ○ 人事委員会告示

6	令和8年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施	.....	9
---	---------------------------------------	-------	---

### ○ 公安委員会告示

31	警備員指導教育責任者講習の実施	.....	14
----	-----------------	-------	----

### ○ 公告

	入札公告	(総務事務集中課).....	19
	"	( " ).....	21
	"	( " ).....	24

### ○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	26
--	---------------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医新 3-26	平尾内科	海南市船尾241-61	令和 8. 2. 1
橋医新 52-26	森本胃腸肛門科	橋本市東家1-2-25 サンライズビル2F	令和 8. 3. 16
紀医新 1 - 26	矢野医院	紀の川市桃山町調月769-100	令和 8. 1. 1
紀歯新 23-27	佐野歯科医院	紀の川市豊田85	令和 7. 12. 20
海南歯新 24-26	田岡歯科医院	海南市日方1290-16	令和 8. 3. 31
橋医新 47-26	訪問クリニック中塚	橋本市市脇1-2-1 サンツモリビル4階西	令和 8. 3. 31
橋医新 18-26	いこまレディースクリニック	橋本市東家1-2-25 サンライズビル1F	令和 8. 3. 31
橋薬新 5-26	ヨシダ薬局	橋本市胡麻生358-4	令和 8. 3. 31
新医新 27-27	医療法人坂下小児科	新宮市新宮4605-4	令和 7. 1. 27
紀歯新 4-26	矢田歯科クリニック	紀の川市貴志川町上野山352	令和 8. 3. 31
岩医新 13-26	山入こどもクリニック	岩出市岡田234-5	令和 8. 3. 31
伊医新 23-26	かつらぎ町国民健康保険天野診療所	伊都郡かつらぎ町下天野942-1	令和 8. 3. 31
伊薬新 22-05	萩原薬局	伊都郡かつらぎ町佐野185	令和 8. 3. 31
有歯新 32-05	なかにし歯科医院	有田郡有田川町下津野854-1	令和 8. 3. 31
西医新 49-05	みなべ眼科クリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	令和 8. 4. 23
東歯新 2-26	小山歯科医院	東牟婁郡串本町串本40-46	令和 8. 3. 31

## 和歌山県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
橋医新 52-26	森本胃腸肛門科	橋本市東家1-2-25 サンライズビル2F	令和 8. 3. 1
有歯新 9-26	大谷歯科	有田郡湯浅町湯浅1291-19	令和 8. 3. 30

## 和歌山県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩医新 21-26	上岩出診療所	岩出市南大池208-25	令和 8. 2. 16

## 和歌山県告示第548号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3050500 010	放課後等デイサービスヒカリ	御坊市野口160-1	放課後等デイサービス	株式会社ライフステーション	御坊市塩屋町北塩屋667-7 ウラノハイツ1F	令和 8. 6. 1

## 和歌山県告示第549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3011000 803	ヘルパーステーションもも	橋本市山田86-3	共生型居宅介護	合同会社もも	橋本市隅田町下兵庫51-2	令和 8. 5. 31

## 和歌山県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010400046	希望の道	有田郡広川町大字広323番地1	就労選択支援	特定なし	一般社団法人ピリーフ	有田郡広川町大字323番地1	令和8.6.1

#### 和歌山県告示第551号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市上秋津字迫戸545の185、545の188、545の189、545の190
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字宮ノ下185の1、185の3、字宮ノ上223の1、247、字登尾255、259、288、297の3、字柿裕307、309、310の2、字高時343、字トチウ347、362、367、字栖ノ又369の1、379の1、381、382の2、382の3、382の5、389の2、393、字岡垣内414、字岩脇435
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字平畑619の2、624の2、625
- 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平畑624の2・625（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第554号

令和8年和歌山県告示第242号（以下「告示第242号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 所在が不明である通知の相手方

上野弘太  
山本弘恵  
千郷和代  
羽角直美  
朝倉須磨子  
寺本吉信  
鈴木清子  
寺本アキエ  
稲垣淳之助  
尾崎美代子  
朝倉勇  
野村日出子  
関谷毅  
千品政次郎  
伊東三郎  
西光寺  
鈴木道雄  
山本一雄  
中川孝雄  
中村久仁生  
坂本哲郎  
南俊雄  
新谷忠弘  
吉田良子

畑中永一  
尾崎庄兵衛  
上安郁治  
中尾健太郎  
新谷須磨子  
倉渕信哉  
松崎周治  
村上保子  
村上教広

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第242号のとおり

### 和歌山県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成26年7月22日付け和歌山県告示第941号、平成29年11月7日付け和歌山県告示第1401号、平成30年7月17日付け和歌山県告示第823号及び令和2年7月7日付け和歌山県告示第952号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊、土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

永井谷（Ⅰ-1401）、文里（101）（Ⅰ-61205）、明洋二丁目（108）（Ⅰ-61545）、明洋一丁目（101）（Ⅱ-61528）、明洋一丁目（102）（Ⅱ-61529）、萩の谷（8-426-1-030）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年2月19日付け和歌山県告示第146号、令和元年12月24日付け和歌山県告示第813号及び令和6年4月16日付け和歌山県告示第424号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東谷5（Ⅱ-397）、滝東滝5（Ⅱ-422）、御所（101）（Ⅱ-10340）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部

並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第557号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年6月8日付け和歌山県告示第686号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
鶴の澤（I-55）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成23年11月18日付け和歌山県告示第1219号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
市原下（6-405-1-006-1）、市原下（6-405-1-006-2）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
永井谷（I-1401）、文里（101）（I-61205）、明洋二丁目（108）（I-61545）、明洋一丁目（101）（II-61528）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊、土石流

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

明洋一丁目（102）（Ⅱ-61529）、萩の谷（8-426-1-030）

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東谷5（Ⅱ-397）、滝東滝5（Ⅱ-422）、御所（101）（Ⅱ-10340）

## 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

鶴の澤（I-55）

## 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## 2 土砂災害警戒区域の名称

市原下（6-405-1-006-1）、市原下（6-405-1-006-2）

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 人事委員会告示

## 和歌山県人事委員会告示第6号

令和8年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和8年6月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

## 令和8年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

## 1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性	5人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	令和9年4月以降
	女性	2人程度		
警察官B	男性	27人程度	上記警察官A男性又は女性の職務内容と同じ。	
	女性	7人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

## 2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人	平成6年4月2日以降に生まれた男性
	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認	

	女性	める人 (注) アの要件を満たして受験した人は、採用時に大学を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。	平成6年4月2日以降に生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	平成6年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	平成6年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

### 3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年9月19日（土）	和歌山市 田辺市 新宮市	令和8年10月5日（月）午後3時に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第2次試験	令和8年10月13日（火）及び同月14日（水）又は同月15日（木）のうち和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和8年11月4日（水）午後3時に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第3次試験	令和8年11月12日（木）又は同月13日（金）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和8年11月26日（木）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

注 試験日及び合格発表日時は、変更する場合がある。

### 4 試験の方法及び内容

#### (1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
基礎能力試験 (択一式1時間) ※1	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語
資格加点 ※2		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。基礎能力試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟（令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟）から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学 (英語)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用英語技能検定1級</li> <li>・ TOEIC 900点以上</li> <li>・ TOEFL (iBT) 101点以上</li> <li>・ TOEFL (PBT) 607点以上</li> <li>・ TOEFL (CBT) 253点以上</li> <li>・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上</li> </ul>	50点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用英語技能検定準1級</li> <li>・ TOEIC 700点以上900点未満</li> <li>・ TOEFL (iBT) 76点以上101点未満</li> <li>・ TOEFL (PBT) 540点以上607点未満</li> <li>・ TOEFL (CBT) 207点以上253点未満</li> <li>・ 国際連合公用語英語検定試験B級</li> </ul>	40点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用英語技能検定2級</li> <li>・ TOEIC 500点以上700点未満</li> <li>・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満</li> <li>・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満</li> <li>・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満</li> <li>・ 国際連合公用語英語検定試験C級</li> </ul>	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITストラテジスト試験</li> <li>・ システムアーキテクト試験</li> <li>・ プロジェクトマネージャ試験</li> <li>・ ネットワークスペシャリスト試験</li> <li>・ データベーススペシャリスト試験</li> <li>・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験</li> <li>・ ITサービスマネージャ試験</li> <li>・ システム監査技術者試験</li> <li>・ 応用情報技術者試験</li> <li>・ 情報セキュリティスペシャリスト試験</li> <li>・ 情報処理安全確保支援士試験</li> <li>・ システムアナリスト試験</li> <li>・ アプリケーションエンジニア試験</li> <li>・ ソフトウェア開発技術者試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア (ネットワーク) 試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア (データベース) 試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア (システム管理) 試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア (エンベデッドシステム) 試験</li> <li>・ テクニカルエンジニア (情報セキュリティ) 試験</li> <li>・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験</li> <li>・ 上級システムアドミニストレータ試験</li> </ul>	50点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本情報技術者試験</li> <li>・ 情報セキュリティマネジメント試験</li> </ul>	40点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ITパスポート試験</li> <li>・ 初級システムアドミニストレータ試験</li> </ul>	30点
財務	・ 日商簿記検定1級	50点
	・ 日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容

面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走）
論文試験 （1時間30分） 【警察官A】	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 （1時間） 【警察官B】	200点 ※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和7年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

（第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準）

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 （胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等）	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

### (3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価

第1次試験の合格者は第1次試験の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、不合格となる。

また、資格加点については、基礎能力試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

## 5 受験手続及び受付期間

### (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和8年度第2回和歌山県警察官A採用試験・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和8年8月5日（水）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

### (2) 受付期間

令和8年7月1日（水）午前10時から同年8月14日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。た

だし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して警察官Aの試験区分のみ採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料等の月額はおおむね以下のとおり（令和8年4月1日現在）である。ただし、民間企業等の職歴、警察官Aで採用された者にあつては大学卒業を超える学歴、警察官Bで採用された者にあつては高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分	給料等の月額（地域手当を含む。）
警察官A	277,150円（大学卒業の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）
警察官B	245,324円（高等学校卒業程度の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位		和歌山県警察

第2次試験	第2次試験 不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間	本部
第3次試験	第3次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事 委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003003@pref.wakayama.lg.jp

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年6月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警 備 業 務 の 区 分	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和8年9月3日（木）から同月11日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	新規取得講習（2号）及び追加取得講習（2号）合わせて30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和8年9月8日（火）から同月11日（金）までの4日間		
法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	令和8年9月3日（木）から同月11日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間		新規取得講習（3号）及び追加取得講習（3号）合わせて10名

3号警備業務に係る講習で、2の(4)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(3号)」という。)	令和8年9月8日(火)から同月11日(金)までの4日間		
---	-----------------------------	--	--

## 備考

- 1 新規取得講習(2号)の一部については、追加取得講習(2号)と合同で実施する。
- 2 新規取得講習(3号)の一部については、追加取得講習(3号)と合同で実施する。

## 2 講習の対象者

## (1) 新規取得講習(2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習(2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (3) 新規取得講習(3号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出

受講を希望する者は、令和8年7月21日（火）から同月23日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に、受講受付専用電話（073-423-3344）により受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み

受講予定者は、令和8年7月24日（金）から同月30日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間。持参による提出の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の間に、4の必要書類を生活安全企画課に提出すること（郵送により提出する場合は前記期間内に必着させること。e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合も同様とする。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、受講予定者の数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講を希望する者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 受講予定者が、事前申出後に2の要件を満たしていないことが判明した場合又は（2）の申込みを行わなかった場合は、当該事前申出は無効となる。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

## 4 申込時の必要書類

## (1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

## ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

## イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

## （ア）2の（1）のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

## （イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

## （ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

## （エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

## （オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

## (2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

## ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

## イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

## ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

## （ア）2の（2）のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

## （イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

## （ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

## （エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

## （オ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

## (3) 新規取得講習（3号）の受講予定者

## ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ

ンチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(3)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(3)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(5) (1)から(4)までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ、2の(2)のア、ウ若しくはオ、2の(3)のア、ウ若しくはオ又は2の(4)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、各講習の初日に、実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（2号） 38,000円
  - (2) 追加取得講習（2号） 14,000円
  - (3) 新規取得講習（3号） 38,000円
  - (4) 追加取得講習（3号） 14,000円
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
  - (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 講習業務の委託
- 講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市八番丁9番地）に委託して実施する。
- 8 問合せ先
- 生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係  
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047、3048）

## 公 告

### 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
令和8年度 調達案件番号20260000859号
- (2) 調達案件名  
空港用化学消防車
- (3) 調達物品の名称及び数量  
空港用化学消防車 1台
- (4) 調達物品の特質等  
仕様書による。
- (5) 納入期限  
令和10年3月31日（金）
- (6) 納入場所  
仕様書による。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第262号に規定する令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間  
令和8年6月12日（金）から同年7月21日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山

県条例第39号) 第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

#### 4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

#### 5 一般競争入札の期間及び開札場所等

##### (1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

###### ア 入札期間

令和8年7月22日（水）午前9時から同月23日（木）午前10時まで

###### イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

###### ウ 開札日時

令和8年7月23日（木）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和8年7月22日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

#### 12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Aircraft Rescue and Fire Fighting vehicle: 1 set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 23 July 2026 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 22 July 2026)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和8年度 調達案件番号20260000857号

(2) 調達案件名

和歌山県立高等学校学習者用1人1台端末

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立高等学校学習者用1人1台端末 一式

(4) 調達物品の特質等

仕様書による。

(5) 納入期限

令和9年1月29日（金）

(6) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第262号に規定する令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに掲載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和8年6月12日（金）から同年7月21日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和8年7月22日（水）午前9時から同月23日（木）午前10時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

ウ 開札日時

令和8年7月23日（木）午前10時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和8年7月22日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92

条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

- (6) この入札は、令和8年6月和歌山県議会定例会において、令和8年度和歌山県補正予算案が議決されなかった場合は、中止するものとする。

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

A complete set of tablets (one-to-one devices) for Wakayama prefectural high school students, 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 23 July 2026 (Deadline for bids submitted by registered mail: 5:00 p.m. 22 July 2026)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2292  
FAX 073-441-2288

### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月12日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
令和8年度 調達案件番号20260000835号
- (2) 調達案件名  
スクールバス
- (3) 調達物品の名称及び数量  
スクールバス 2台
- (4) 調達物品の特質等  
仕様書による。
- (5) 納入期限  
令和9年3月30日（火）
- (6) 納入場所  
仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第262号に規定する令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和8年6月12日（金）から同年7月21日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

- (1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

## ア 入札期間

令和8年7月22日（水）午前9時から同月23日（木）午後1時30分まで

## イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

## ウ 開札日時

令和8年7月23日（木）午後1時30分

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和8年7月22日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

## イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

School bus : 2 vehicles

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 23 July 2026 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m.

22 July 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288

## 諸 報

### 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年7月3日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和8年6月12日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

#### 1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線

#### 2 送達すべき書類の名称

令和8年6月4日付け7和収第11号の17「裁決書正本の送達について(通知)」

#### 3 送達を受けるべき者

次の(1)及び(2)に掲げる者。なお、次の(1)及び(2)の本文における地番は、裁決手續開始決定を代位原因とする起業者の囑託によって、分筆された後のものである。

- (1) 和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目690番地18の土地所有者 不明

ただし、土地登記記録の所有者 126名(次のとおり。いずれの者も住所不明)

畑山光太郎

和田留吉  
上野亀吉  
和中種松  
林寅楠  
山下清吉  
湯口廣太郎  
和田英一郎  
和田兵藏  
岡本久七  
中尾三次郎  
和田義彦  
阪田シゲノ  
黒田兵之助  
和田助十郎  
正木菊松  
小泉いそゑ  
碓復夫  
山本雄太郎  
小泉楠松  
高井新次郎  
栗生源一  
西本嘉一郎  
湯崎楠ゑ  
山下清藏  
西本文四郎  
林常次郎  
林槌楠  
山下千太郎  
和田辰楠  
小泉芳之助  
三谷富藏  
畑中傳之助  
和田龍太郎  
駒木根金十郎  
井上亀之丞  
北畑清一  
橋本福次郎  
鳥居富次郎  
和田角之助  
嶋辰之助  
小泉由松  
和田定楠  
和田梅吉  
和中善之助

北畑栄一郎  
朝井佐次郎  
和田松之助  
山下市松  
山下忠吉  
山下勇藏  
和田房吉  
辻芳松  
和田與一郎  
山下常太郎  
和田福次郎  
山本フサ  
和田栄次郎  
西山楠次郎  
和田増藏  
西山市右エ門  
南冬冬  
山下長藏  
山下金藏  
佐藤留太郎  
和田善四郎  
和田きくゑ  
和田由松  
西本阪楠  
和田孫八  
和田良太郎  
佐藤重太郎  
佐野甚右衛門  
和田萬次郎  
和田安松  
和田幸之助  
小林楠之助  
石関彦一  
山下愈の  
和田たぬの  
和田増大郎  
和田兵楠  
畑中廣行  
菅下清次郎  
和田喜代楠  
北畑政一  
北畑善一  
原岩男  
畑中楠五郎

小泉金五郎  
小泉市太郎  
和田政吉  
和田林助  
和中留之助  
土山常次郎  
出嶋千之助  
和田貞楠  
和田福太郎  
和中君代  
太多器之丸  
和中秀吉  
出口安太郎  
和田政次郎  
石井徳之助  
鈴木熊次郎  
和中常太郎  
野村駒吉  
奥野久三  
奥野きくゑ  
和田安  
和田みん  
富永清一郎  
奥野辰楠  
小泉福次郎  
和田宇之助  
鈴木岩次郎  
和田慶次郎  
和田善太郎  
和田楠松  
和田佳一郎  
和田千代楠  
和田嘉平次  
和田豊楠  
和田市太郎  
和中辰之助  
和田長四郎

(2) 和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目690番地18所在の物件（看板（骨組のみ。））の所有者